

# 出先機関改革に係る公開討議 (都道府県労働局)

平成22年5月24日  
厚生労働省

# 都道府県労働局の沿革・概要

# 出先機関の沿革

○ 職業安定行政については、国家公務員の身分を持ちながら都道府県知事の指揮監督を受けて業務を遂行する地方事務官制度が採用されていたが、地方分権改革（地方分権推進計画は平成10年5月29日に閣議決定）により、平成12年度から、国の直接執行事務とされるとともに、地方事務官制度は廃止された。

(参考1) 地方分権推進委員会第3次勧告(平成9年9月2日)の概要

- ・ 地方事務官が従事することとされている地方自治法施行規程第69条第3号に規定する事務は、国の地方出先機関である公共職業安定所の指揮監督に関する事務であり国の組織の内部管理事務であるため、国の直接執行事務とする。
- ・ 地方事務官制度は廃止し、地方自治法施行規程第69条第3号に規定する事務に従事する職員は労働事務官とする。

(参考2) 中央省庁等改革基本法第45条第3号

府省の編成に併せ、一の府省に置かれ、その管轄区域が一の都府県の区域である地方支分部局は、管轄区域が当該都府県の区域を超える同種の事務及び事業を行う地方支分部局が存在しない場合には、可能な限り、当該都府県の区域を単位として総合化すること。

(参考3) 中央省庁等改革に係る大綱(平成11年1月26日中央省庁等改革推進本部決定)(抄)

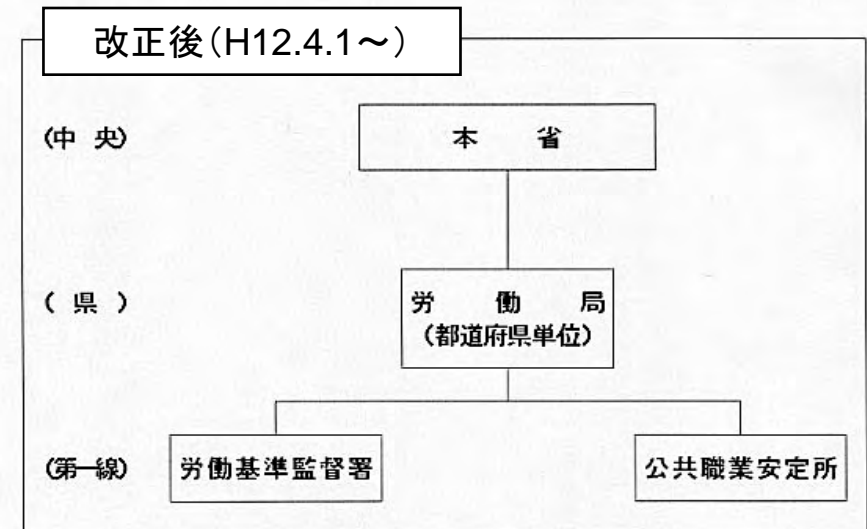
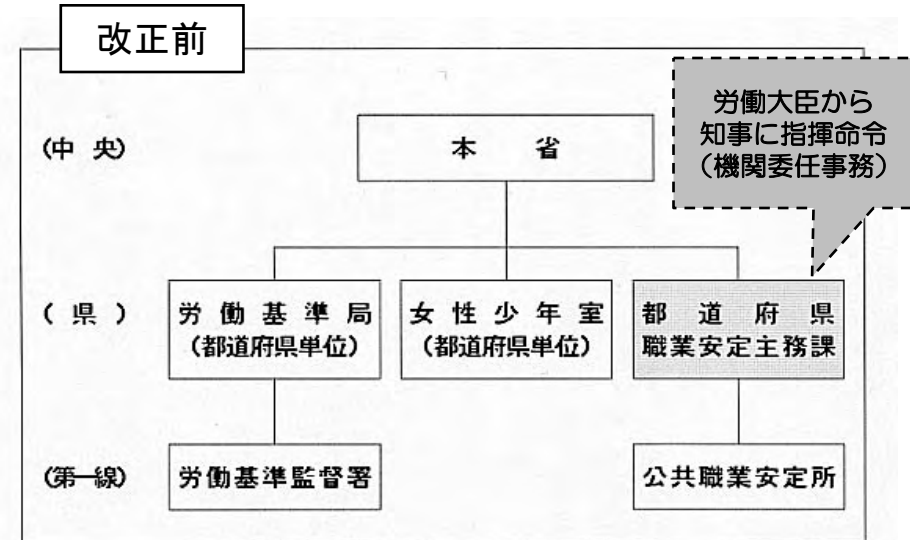
## IV 国の行政組織の減量、効率化等に関する大綱

### 第3 組織整理等関連

#### 4 地方支分部局の整理合理化

##### ② 府県単位機関

- ・ 都道府県労働基準局、都道府県女性少年室及び都道府県職業安定・雇用保険主管課の統合



注: ■ 部分は地方事務官が勤務

# 出先機関の概要（都道府県労働局の組織体制）

都道府県労働局（47局）（5,299人）

都道府県労働局長

総務部

労働局及び署所の人事、予算など  
労働局全体の総合的な政策立案、都道府県等との連絡調整、  
情報公開、広報、個別労働紛争解決制度など  
労働保険の適用・徴収

労働基準部

労働基準監督署の指導監督  
重要事案についての監督指導  
地域別最低賃金の決定  
産業安全・労働衛生  
労災保険事業 など

職業安定部

公共職業安定所の指導監督  
地域における雇用施策方針の策定  
労働者派遣事業の指導監督  
助成金の審査 など

雇用均等室

男女雇用機会均等、パート労働、育児休業・介護休業などに係る  
指導・紛争解決援助制度など

労働基準監督署

（321署、4支署）  
（4,893人）

公共職業安定所

（437所、95出張所、13分室）  
（11,861人）

※ 機関数、定員は平成22年度末時点

# 「出先機関改革の基本的論点」に対する見解

## 1. 基本的考え方

- 厚生労働省としては、マニフェストに掲げられた「国の出先機関の原則廃止」の方針に沿って、都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所を含む。）の在り方を見直す。
- 見直しに当たっては、国際条約（ILO条約）を遵守する必要があること、憲法第27条・第22条を遵守するとともに労働政策審議会の意見やサービス利用者の意見を尊重する必要があることなどに十分配慮し、それらに反しない範囲で対応する。
- 地域主権改革への対応を検討している事項については、別紙に整理している。

## 2. 職業安定行政関係①

### 1 国際条約（ILO第88号条約）の遵守

- 国の指揮監督の下、全国ネットワークのハローワークによる職業紹介が行われる必要（第2条）。  
地方移管は、同条約に明確に違反。
- 職業安定組織の構成及び運営については、同条約により三者構成審議会の意見を尊重する必要（第4条第1項）（H21.2.5及びH22.4.1労働政策審議会の厚生労働大臣への意見は、ハローワークは地方移管すべきでなく、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきというもの）。

【参考】ILO第88号条約（職業安定組織の構成に関する条約）（抄）

第二条 職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。

第四条

- 1 職業安定組織の構成及び運営並びに職業安定業務に関する政策の立案について使用者及び労働者の代表者の協力を得るため、審議会を通じて適当な取極が行われなければならない。

### 2 サービス利用者の意見の尊重、憲法第27条・第22条の遵守

- 国として、労働者の勤労権、職業選択の自由を保障する義務があるが、労働市場が都道府県域を超える中で、全国の労働者にできるだけ多くの求人の選択肢を与えるとともに、全国の失業者を一人でも少なくするためには、全国ネットワークによるマッチングが不可欠（ハローワークに多い就職が困難な求職者は、企業指導等を組み合わせて就職させる必要があり、同一組織の全国ネットワークによる職業紹介が最も効果的、効率的）。
- ハローワークは直接窓口でサービスを提供しており、サービス利用者（ハローワークの場合は、労使）は国が実施すべきとの意見を持っていることから、その意見を踏まえて仕分けすべき。

## 2. 職業安定行政関係②

### 3 国が運営する雇用保険と職業紹介は一体的実施が不可欠

- 雇用保険は、保険集団を可能な限り大きくして失業リスクの分散を図らないと、成り立たない仕組みであり、国が全国的に運営する必要。
- 雇用保険では、失業(労働の意思及び能力を持ち仕事を探していること)の認定が、制度運営上最も重要であるが、これは職業紹介と組み合わせないと、適切に実施できない(受給者が職業紹介等を拒否した場合には、給付を止める行政処分を組み込んでいる)。
- 英国は、雇用保険と職業紹介を別機関に分離、実施し、濫給を招いたため、現在は国の機関であるジョブセンター・プラスで一体的に実施。両者の一体実施については、OECD雇用戦略でも勧告されている。
- ハローワークの雇用対策経費には、ほとんど雇用保険事業の保険料(事業主負担)を充てており、地方への税源移譲の面からも地方移管は困難。

※ 1, 2, 3から、ナショナルミニマムとしての全国ネットワークの職業紹介は、主要先進国では雇用保険と組み合わせて、国が直接実施。

※ ただし、もともと自治体は自由に職業紹介を含む雇用対策を実施できる。先進諸国においても、国と自治体が一体となった地域の実情に応じた雇用対策推進の工夫はされており、こういった例を参考に対応することは重要。

※ 職業安定行政に係る上記以外の当省の考え方については、別添参照。



### 3. 労働基準行政、雇用均等行政、個別労働紛争対策等関係①

#### 1 労働者を保護する法規の全国統一的な履行確保

- 憲法第27条において労働条件に関する基準は、法律で定めることとされており、労働者の生命身体の安全の確保や男女の雇用均等の確保、賃金の支払など経済的基礎の確保は、地域の状況等によらず、全国統一的に行われる必要。
- このため、労働基準行政・雇用均等行政における指導監督等の業務については、以下の理由により、統一的な基準の策定のみならず、基準の履行確保も国が行う必要。
  - ① 全国統一的な労働者の保護、また、企業活動の公正な競争の確保のため、行政権限行使に当たっては、全国統一的な指揮命令・中央監察による水準統一が必要。また、ILO条約・勧告においても、労働監督は、中央機関の監督及び管理下に置くことが前提。
  - ② 全国展開する企業の労務管理を全社的に指導監督等するなど、全国的な事案が発生した際に、法定受託事務や自治事務では、全国一律、一斉の対応の指示が不可能。
  - ③ 国では労働基準監督官等の職員が、全国異動しつつ、一貫して労働行政に従事し、研修を受講。都道府県単位では、特に、小規模県の場合、少人数となり、人事異動、キャリア形成に制約。
- なお、履行確保の業務は、事前に具体的・網羅的に基準を設定して処理できるものではなく、通達等による定期・随時の指示が必要であるが、事務・権限を地方移管すれば、国の関与は技術的助言等に限られ、基準の解釈・運用が地方自治体に委ねられることになるので、全国統一性の担保は不可能。

### 3. 労働基準行政、雇用均等行政、個別労働紛争対策等関係②

#### 2 国が運営する労災保険と監督・安全衛生行政(保険事故たる労働災害の防止)は一体的実施が不可欠

- 労災保険は、保険集団を可能な限り大きくしてリスクの分散を図らないと、成り立たない仕組みであり、国が全国的に運営する必要。
- 労災保険制度は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任を担保する制度であり、労働基準法に基づく災害補償責任の有無についての判断を、全国統一的に公平性をもって行うことが必要。また、労災保険と監督・安全衛生行政とを一体的に行うことにより、適正・効率的な認定、再発防止(災害防止)等を合わせて講ずるとともに、保険料率の上昇を防止することが必要。

#### 3 労働者保護の観点から国と地方自治体がそれぞれの特長を発揮する必要

- 個別労働紛争対策については、
  - ・ 国は労働基準監督署をはじめ労働法令の施行機関を運営している都道府県労働局において相談、助言・指導及びあっせんを行うことで、法令違反と民事問題が混在するような事案の迅速かつ円滑な処理を可能としている一方、
  - ・ 都道府県は三者構成の労働委員会を有しており、労働組合代表や経営者団体代表が入っていることを活かしたあっせんなどを自治事務として行う複線型の仕組みとなっている。
- このように、両者にはそれぞれの特長があり、現在の複線型の仕組みを活かし、両者がそれぞれの特長を最大限に発揮しつつ連携協力することが重要。どちらかに一元化することは労働者保護の観点から不適當。

## 4. その他

- 都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所を含む。)は、労働者及び事業主が直接来訪する、又は職員が直接事業所等に出向く「第一線機関」としての業務を担っているため、本省に業務を引き上げることは、利用者の利便性が著しく損なわれるとともに、利用者及び職員の移動に伴う金銭的・時間的負担が増加してしまうことなどから困難。

## 1. 地域主権改革に係る留意点

### ① 職業紹介、雇用保険及び雇用対策は、国が直接一体的に実施することが不可欠。

- 雇用保険は、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図るため、国が全国的に運営することが最も効率的。認定等の事務のみを地方が行うこととするのは、保険財政の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、不適切。  
 ※ 雇用情勢の地域差等を反映して、近年、都道府県別の雇用保険の収支差の格差が拡大する傾向にあり、例えば、平成18年度の実績を単純に置き換えると、青森県は全国平均の3倍以上、東京都の7倍以上の保険料が必要となる。
- 職業紹介と雇用保険を国が一体的に実施するのが連邦制国家であるドイツを含む国際標準。両者の分離は濫給を招いた(英)。
- OECDの雇用戦略において一体的実施が勧告され、G8労働大臣会合(新潟)の議長総括でも強調。

### ② 「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。」というILO第88号条約(\*)を遵守する必要。

- 地方分権は法定受託事務又は自治事務が前提となるが、条約上それは不可能。先進国は、国で実施。

(\*) 職業安定組織の構成に関する条約(ILO第88号条約。日本は1953年に批准)

第二条 職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。

### ③ 都道府県域を越えた広域の労働移動や、企業の全国本支店一括の求人に応えるためには、全国同一組織の職員による指示、調整等が必要。

- 東京で受理した求人について、4割が東京以外からの紹介により就職。
- 全国どこでもセーフティネットとしての職業紹介を提供することにより、人と企業を効果的・効率的に結びつけている。それにより、職業選択の自由及び勤労権を保障している。
- ハローワークの職業紹介においては、求人条件の事実確認や是正指導などについて、日常的に相互の指示、調整等を行っている。仮に、国が全国ネットワークシステムの運用管理のみを行う場合、都道府県域を越えた職業紹介を効果的・効率的に実施できない。

### ④ 雇用を取り巻く状況の変化等に即応した適正な業務運営を行うには、全国一斉に統一的な指揮命令の下で迅速かつ機動的に対応する必要があり、法定受託事務では不可能。

- 今般の厳しい雇用失業情勢の中、ジョブサポーターの緊急配備による新卒者の就職支援や、雇用調整助成金について、全国統一の申請処理期間を設定し、支給の迅速化を図るなど企業の雇用維持支援を実施。
- 平成21年12月14日の週のうち一日を「介護就職デイ」として、全国のハローワーク(422箇所)で介護分野の就職面接会を集中的に実施。  
 ※ 地方移管した場合、国は自治体に指揮命令できず、機動的な雇用対策を全国一斉に実施することが困難になる。  
 (平成21年末の、ワンストップ・サービス・デイの取組みが迅速に全国的規模で実施できたのは、ハローワークが国の機関であったから。)
- 全国展開する法人が障害者雇用率を達成できず、障害者を大量に雇い入れる必要が生じた際に、地方支店を管轄するハローワークから障害者を紹介する等の支援を行うなど、本省の指揮のもと迅速に対応したため、早期に障害者雇用率達成を実現できた。

## 2. 労使等の意見

- ハローワークの利用者たる労使の意見を聞くべき。  
労使は、「国による全国ネットワークのハローワーク業務は堅持するべき」との意見。

### 【労使の意見】

- ・ 労働政策審議会(公益、労側、使側の委員が参加)  
「国の様々な雇用対策の基盤であるハローワークは地方移管すべきではなく、引き続き、国による全国ネットワークのサービス推進体制を堅持すべきである。」(同審議会意見(2009年2月5日・2010年4月1日))
- ・ ILO第88号条約  
〔 第四条  
1 職業安定組織の構成及び運営並びに職業安定業務に関する政策の立案について使用者及び労働者の代表者の協力を得るため、審議会を通じて適当な取極が行われなければならない。 〕
- ・ 連合「無料職業紹介を行う国による全国ネットワークの組織として現行制度を堅持する」  
(2010～2011年度「政策・制度 要求と提言」)
- ・ 経団連「ハローワークの機能は雇用のセーフティネットであり、今後とも、無料かつ全国的な職業紹介組織を維持していくべきである。」  
(2008年版 経営労働政策委員会報告)

## 3. 地域の実情に応じた雇用対策

- 地方からの要請に、できる限り対応(政府の行政改革方針の下、効率化を進める中でも要請に配慮)。
- 地域の実情に応じた雇用対策は、国と地方公共団体がこれまで以上に一体的に推進。

- 各労働局が都道府県知事の意見を聞いて雇用施策実施方針を策定し、国と地方が一体となって雇用対策を推進。(平成20年度より毎年度。特に22年度からは、実施方針案策定前に都道府県の意向を聴取し、協議期間を十分に確保)
- これまでも地方公共団体と連携協力した事業を実施
  - ・ 地元市町、労働局が連携した「ふるさとハローワーク(市町村連携型)」の運営
  - ・ 京都府が設置する京都ジョブパークにハローワークを併設したワンストップ窓口の運営
- 地方公共団体の要請に応じ、地方公共団体の就業関連施策(産業や福祉施策等に附随する業務)と国が行う職業紹介機能を1カ所で提供する拠点(「ふるさとハローワーク(都道府県連携型)」)を整備
- 自発雇用創造地域から提案された雇用対策事業について、国からの委託により実施(パッケージ事業)
- 地方公共団体が行う住宅・生活支援と、ハローワークが行う雇用支援を一体的に提供する「求職者総合支援センター」(全国53箇所)を整備。
- ひとつの場所で、職業相談、住居・生活支援の相談・手続きができる「ワンストップ・サービス・デイ」を、地方公共団体等に働きかけ、11月30日に全国77カ所のハローワークにおいて試行実施(215市区町村が参加)。12月中に全都道府県のハローワーク等に拡大して、204カ所(400市区町村が参加)で実施。また、福祉部門及び雇用部門の各機関の連携・協力を図ることを目的として、都道府県及び地域単位に労働局、ハローワーク及び地方公共団体等を構成メンバーとする「生活福祉・就労支援協議会」を設置